



全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」
188

消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イモヤシ

全国共通の電話番号から身近な消費生活相談窓口をご案内いたします。
消費者ホットラインは、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在をご存知ない消費者の方に、お近くの消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。
土日祝日についても、市区町村や都道府県の消費生活センター等が開所していない場合には、国民生活センターで相談を受け付けるなど、年末年始を除いて原則毎日ご利用いただけます。
消費生活相談でどこに相談してよいか分からない場合には、一人で悩まずに消費者ホットラインをご利用下さい。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用いただけません。

◎ 家庭用灯油、プロパンガス、ガソリン等の価格調査結果(消費税込み価格)

函館市市民部 くらし安心課調べ (電話0138-21-3189)		家庭用灯油	プロパンガス	軽油	A重油	ガソリン
		1ℓ ホームタンク	5m ³	1ℓ	1ℓ	1ℓ レギュラー現金
R6.2.9	平均	122.31	6,707.13	154.64	120.53	172.99
	最高	139.00	9,267.00	163.90	139.00	183.00
(単位:円)	最低	103.00	4,453.00	148.00	100.00	168.00
R6.3.12	平均	123.07	6,634.50	155.21	120.53	173.89
	最高	139.00	8,121.00	161.79	139.00	181.50
(単位:円)	最低	103.00	4,453.00	150.00	100.00	170.00



函館市消費生活センターのご案内

消費生活センターでは、消費生活に関する相談を受けております。
お気軽にご利用ください。なお、相談料は無料です。

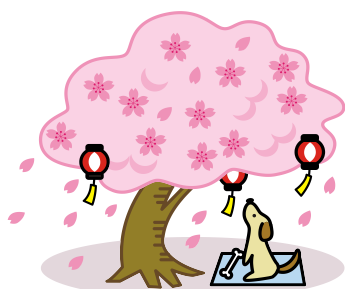
<相談時間> 平日 午前9時～午後4時

【4月の休所日】 土曜日・日曜日・祝日

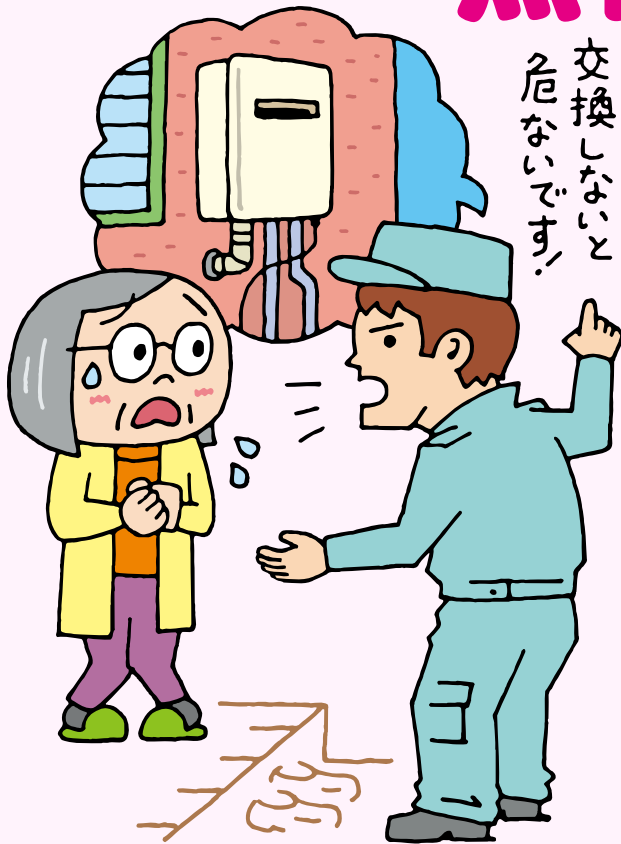
<所在地> 〒041-0806 函館市美原1丁目26番8号 函館市亀田支所1階
相談専用電話 0138-83-7441 FAX 0138-84-5524



消費生活に関する情報を函館市市民部くらし安心課のWebページでもお知らせしています。
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/soshiki/kurashi/> をご覧ください。



不安をあおって 契約させる 給湯器の 点検商法に注意



すぐに
交換しないと
危ないです！

数日前、いきなり業者が訪問し「ガス給湯器の点検に回っている」と言われたので話を聞いてしまった。業者は道路から給湯器を見た様子で「**すぐに交換しなければ危ない**」と言ってきた。最近交換したばかりなので不審に思ったが、もし不具合がありお風呂にも入れなくなったら**大変**だと思い、**承諾**してしまった。費用は約50万円だという。**高額だし不審**なのでこの契約をやめたい。

(70歳代)

©Kurosaki Gen

ひとこと助言

その場ですぐに
契約しないで



見守るくん

- 点検を口実に訪問し、消費者の不安をあおるなどして新たに製品を購入させる手口です。安易に点検に応じないようにしましょう。
- 点検後に製品の購入を勧められても、その場ですぐに契約しないようにしましょう。不安な場合、本当に交換が必要か契約先のガス事業者やメーカー等に相談しましょう。
- 購入する場合は、複数社から見積もりを取ることが大切です。
- 給湯器は、長期間の使用により重大な事故が起こる可能性もあります。業界団体等では、10年を目安に信頼できる事業者による点検や取り替えを推奨しています。
- 契約してしまっても、クーリング・オフができる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。